

令和 8 年 1 月 29 日開会

令和 8 年 1 月 29 日閉会

令和 8 年

第 1 回臨時会会議録

小豆島町議会

令和 8 年 第 1 回 小豆島町議会臨時会会議録

小豆島町告示第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条第 1 項の規定により、令和 8 年第 1 回小豆島町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 8 年 1 月 22 日

小豆島町長 大江 正彦

記

- 期 日 令和 8 年 1 月 29 日（木）
- 場 所 小豆島町議会議場
- 付議事件
 - 専決処分の承認について
（令和 7 年度小豆島町一般会計補正予算（第 5 号））
 - 令和 7 年度小豆島町一般会計補正予算（第 7 号）
 - 小豆島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
 - 小豆島町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
 - 小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
 - 二面分団普通積載車購入事業に係る物品購入契約の変更について

開 会 令和 8 年 1 月 29 日（木曜日） 午前 1 時 59 分

閉 会 令和 8 年 1 月 29 日（木曜日） 午前 2 時 40 分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席○欠席×

議席 番号	氏 名	1 月 2 9 日
1	大 下 淳	○
2	高 尾 豊 弘	○
3	河 井 修	○
4	川 井 茂	○
5	羽 田 満	○
6	塩 田 洋 介	○
7	高 橋 淳	○
8	中 川 光 秋	○
9	三 木 卓	○
10	中 松 和 彦	○
11	藤 本 傳 夫	○
12	安 井 信 之	○
13	鍋 谷 真 由 美	○
14	谷 康 男	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日
町 長	大 江 正 彦	○
副 町 長	谷 本 静 香	○
教 育 長	坂 東 民 哉	○
参 事 兼 総 務 課 長	古 郷 勉	○
参 事 兼 企 画 財 政 課 長	川宿田 光 憲	○
参 事 兼 建 設 課 長	三 木 宜 紀	○
税 務 課 長	長 町 耕 作	○
住 民 生 活 課 長	森 稔	○
健康づくり福祉課長	中 島 有 紀	○
高 齢 者 福 祉 課 長	古 郷 信 子	○
商 工 観 光 課 長	相 原 隆 幸	○
オ リ ー プ 課 長	鎌 田 省 吾	○
農 林 水 産 課 長	中 川 啓	○
住 ま い 政 策 課 長	真 砂 智 規	○
会 計 管 理 者	藤 本 裕美子	○
介 護 保 険 施 設 事 務 長	出 水 安 則	○
こ だ も 教 育 課 長	小 野 努	○
生 涯 学 習 課 長	森 貞 二	○
教 育 施 設 課 長	守 山 和 利	○
総 務 課 課 長 補 佐	弓 木 和 幸	○

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 平 野 明 子
書 記 森 上 有 里 子

議事日程

別 紙 の と お り

令和8年第1回小豆島町議会臨時会議事日程

令和8年1月29日(木) 午後1時59分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議案第1号 専決処分の承認について
(令和7年度小豆島町一般会計補正予算(第5号)) (町長提出)
- 第4 議案第2号 令和7年度小豆島町一般会計補正予算(第7号) (町長提出)
- 第5 議案第3号 小豆島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
について (町長提出)
- 第6 議案第4号 小豆島町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第7 議案第5号 小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例について (町長提出)
- 第8 議案第6号 二面分団普通積載車購入事業に係る物品購入契約の変更につ
いて (町長提出)

開会 午後1時57分

○議長（谷 康男君） こんにちは。

携帯電話をマナーモードに切り替えてください。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいますありがとうございます。

本臨時会の議事日程等につきましては、先ほど開催しました議会運営委員会において、お手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いします。

開会に先立ちまして、町長から臨時会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（大江正彦君） 本日、令和8年第1回小豆島町議会臨時会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本臨時会では、専決処分の承認1件、補正予算の審議1件、条例案件3件、契約案件1件をご提案させていただくこととしております。

議案の内容につきましては、後ほどご説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決を賜りますようお願いいたしまして、誠に簡単ですが、今期臨時会に当たってのご挨拶といたします。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の第1回臨時会は成立いたしました。

これより開会します。（午後1時59分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項であります。町長から専決処分の報告6件は、お手元に配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（谷 康男君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、7番高橋淳議員、8番中川光秋議員を指名しますので、よろしくをお願いします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（谷 康男君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会は本日1日と決定しました。

~~~~~

日程第3 議案第1号 専決処分の承認について（令和7年度小豆島町一般会計補正予算（第5号））

○議長（谷 康男君） 次、日程第3、議案第1号専決処分の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第1号専決処分の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、物価高対応子育て応援手当の早期支給に向けた予算を確保するため、令和7年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであり、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第1号専決処分の承認についてご説明申し上げます。

上程議案集の2ページをお開き願います。

承認を求める専決事項につきましては、令和7年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）でございます。

専決処分書の内容につきましては3ページをお開き願います。

本専決処分につきましては、物価高対応子育て応援手当の早期支給に向けた予算を確保するため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年12月25日に専決処分第21号として令和7年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）を専決したものでございます。

第1条は歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,122万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ141億4,398万1千円とするものでございます。

続きまして、補正予算の内容をご説明申し上げます。

別冊の令和7年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）説明書の8ページ、9ページをお開き願います。

なお、歳入予算につきましては、歳出予算の財源内訳として、歳出に併せてご説明申し上げます。

3款民生費、2項5目物価高対応子育て応援手当支給事業費、1節報酬66万円から18節負担金補助及び交付金2,900万円につきましては、物価高の影響が長期化し、その影響が様々な住民の皆様に及ぶ中、特にその影響を強く受けている子育て世代を力強く支援し、子供たちの健やかな成長を応援する観点から、「強い経済」を実現する総合経済対策において、国の補正予算に盛り込まれた物価高対応子育て応援手当を支給するための給付費と事務費を計上したものでございます。

具体的には、基準日につきましては令和7年9月30日とし、18歳までの子供1人当たり2万円を給付し、対象人数は1,450人を見込んでございます。

なお、新生児につきましては、令和8年3月31日までに出生された乳児が対象となり、財源は全額国庫支出金でございます。以上、議案第1号専決処分令和7年度一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第1号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号専決処分の承認については原案のとおり承認することに決定されました。

~~~~~

日程第4 議案第2号 令和7年度小豆島町一般会計補正予算（第7号）

○議長（谷 康男君） 次、日程第4、議案第2号令和7年度小豆島町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第2号令和7年度小豆島町一般会計補正予算（第7号）につ

いて提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計において追加補正をお願いします額は1億7,868万9千円でございます。補正の内容といたしましては、総務費1億3,700万円、民生費3,320万円、農林水産業費559万円、教育費289万9千円となっております。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第2号令和7年度小豆島町一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。

上程議案集の5ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億7,868万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ143億4,245万8千円とするものでございます。

続きまして、補正予算の内容をご説明申し上げます。

別冊の令和7年度小豆島町一般会計補正予算（第7号）説明書の8ページ、9ページをお願いいたします。

なお、歳入予算につきましては、歳出予算の財源内訳として、歳出に併せてご説明申し上げます。

まず、2款総務費、1項24目物価高騰対策緊急支援給付金事業費、1節報酬31万8千円から18節負担金補助及び交付金1億2,850万円につきましては、物価高の影響が長引く社会経済情勢の中で住民の皆様の生活を支援するため、本町独自の施策として全町民に1人当たり1万円を支給する給付費と事務費を計上したものであります。

給付の基準日は令和8年2月1日とし、対象人数は1万2,850人を見込んでおり、物価高騰対策としてこれまで実施してまいりました住民税非課税世帯等給付対象者で、既に口座情報を有している世帯についてはプッシュ型での給付を予定しており、3月下旬には給付を開始したいと考えてございます。

なお、財源につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金であります。

次に、3款民生費、1項1目社会福祉総務費、18節負担金補助及び交付金20万円は、食材費等が高騰する中で子供食堂の運営を支援するため、次に説明いたします医療、介護等の事業者と同様に、一般社団法人に対し給付費を支給するもので、財源は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金であります。

次に、8目地域包括ケア推進費、18節負担金補助及び交付金3,300万円は、物価高の影響により厳しい経営環境にあり、社会保障制度上、物価高の価格転嫁が困難な病院、診療所、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所等を支援するための補助金を交付するもので、補助の仕組みにつきましては、基本額として1事業所当たり基礎額10万円を補助することに加え、入院または入所系の事業所にあつては1ベッド当たり2万円を加算した額を補助いたします。

また、外来、通所加算として、通所等の事業所については1事業所当たり10万円を加算し、その他の加算として、2次救急指定医療機関について500万円を加算、高齢者の配食費用弁当を調理している事業所については50万円をそれぞれ加算するものでございます。

対象となる事業所は68事業所を見込んでおり、財源は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金であります。

次に、6款農林水産業費、1項9目オリーブ生産費、18節負担金補助及び交付金559万円は、オリーブの豊作によって果実の買取価格が大幅に下落した中で、オリーブ栽培者の営農意欲の減退を防ぎ、オリーブを核とした地域振興を図っていくため、栽培者に対し補助金を支給するものでございます。

具体的には、JAへの出荷については1キログラム当たり100円を補助し、JAへの出荷量は34.5トン程度を見込んでいることから、345万円を計上してございます。

また、採油事業者へ直接販売された果実についても1キログラム当たり100円を補助し、民間採油事業者への出荷量は21.4トン程度を見込んでいることから214万円を計上してございます。

なお、JAにおいても1キログラム当たり43円77銭の補助が行われる予定でございません。

財源はふるさとづくり基金であります。

次に、10款教育費、ページをめくっていただきまして、2項小学校費、1目学校管理費、13節使用料及び賃借料123万4千円と、1行飛ばしまして、3項中学校費、1目学校管理費、13節使用料及び賃借料66万5千円につきましては、令和2年度に導入した学習用タブレットの端末管理ソフトにおいて5年間の契約が1月末で満了いたします。次回の機器につきましては、県の共同調達を通じて、令和9年度からクロームブックの運用を開始する予定でございますが、それまでの間、端末管理ソフトを引き続き使用する必要があることから14か月分の利用料を計上したものでございます。

なお、小学校については572台、中学校は308台を運用管理しており、財源はふるさとづ

くり基金であります。

最後に、1行上、2目教育振興費、17節備品購入費100万円は、醤油産業の振興と将来の担い手を育成するため、児童用図書購入に向けた寄付が法人1社よりあったことから、補正計上したものでございます。以上、議案第2号令和7年度小豆島町一般会計補正予算（第7号）の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 全町民1人1万円の給付ですけれども、口座が分からない人に対してはどういう手続をされるのかお尋ねします。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（古郷 勉君） 口座の分からない方につきましては、こちらのほうから口座を、どの通帳に振り込んでいいかということで確認の調査をいたします。それで、返ってきたものから順次振り込んでいくという流れになっております。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） それは郵便で送るということですか。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（古郷 勉君） 郵便で送ることにしております。

今現在、こちらが把握しています口座情報の確認でありますとかその照会用の書類等の作成をいたしております。そういった関係で、その確認の書類につきましては3月に入ろうかと思っております。3月に入って照会をかけまして、確認できましたものから順次振り込んでいくという形ですので、振込は3月の下旬、なるべく早い時期に振り込みたいと思っておりますけれども、下旬になると見込んでおります。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 10ページ、11ページのところで、備品購入費で寄付があったので児童用図書100万円とあるんですけど、これは具体的には学校への備品になるんですか。中身が分かれば教えてください。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（小野 努君） 寄付者の意向により、小学校の図書室に対する図書を購入したいと考えております。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号令和7年度小豆島町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第3号 小豆島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第6 議案第4号 小豆島町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第5号 小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第5、議案第3号小豆島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてから日程第7、議案第5号小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてまでは相関する案件でありますので、併せて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第3号小豆島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、人事院及び香川県人事委員会の勧告と報告の趣旨に基づき、国家公務員及び他の地方公共団体との均衡等を考慮し、本条例に所要の改正を行うものでございます。

また、議案第4号小豆島町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例及び議案第5号小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についても、人事院勧告に基づき、他の地方公共団体との均衡等を考慮し、それぞれ所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 日程第5、議案第3号小豆島町職員の給与に関する条例の一部を

改正する条例についての内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長（古郷 勉君） 議案第3号小豆島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

上程議案集の7ページをお願いいたします。

本条例につきましては、人事院の令和7年8月7日付職員の給与等に関する勧告・報告及び香川県人事委員会の令和7年10月10日付職員の給与等に関する報告と勧告の趣旨に基づき、国家公務員や他の地方公共団体の職員との均衡等を考慮し、小豆島町職員、一般職の任期付職員及び会計年度任用職員の給与について所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表によりご説明をいたします。

第1条は、小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

第1の表、第4条の改正は、同条に定める給料表について、勧告にあるとおり民間給与との格差を埋めるため、また採用市場での競争力向上のため初任給を引き上げるとともに、若年層に重点を置きつつ全ての職員を対象に給料表を引き上げる改定でございます。

次に、18条の3の改正は、医師に対する初任給調整手当を千円引き上げる改定でございます。

8ページの第20条の期末手当及び第21条の勤勉手当の改正は、人事院勧告によれば民間ボーナスの支給割合は4.65か月分となっており、民間の支給割合との均衡を図るため0.05か月分引き上げ、4.65か月分と改正するものでございます。

引上げ分については、期末手当及び勤勉手当に0.025か月分ずつ均等に配分する改定でございます。

再任用職員に対する支給月数についても、同様に0.05か月分引き上げ、期末手当及び勤勉手当に0.025か月分均等に配分する改定でございます。

ページのほう少し飛びますが、26ページをお願いいたします。

第2の表、第17条の改正は、宿日直手当について、勤務1回に係る手当額の支給限度額を引上げ改定するもので、通常の勤務では1回につき300円の増額となるものでございます。

26ページの下段から28ページの第20条及び第21条の改正は、第1の表で説明いたしました期末手当及び勤勉手当における引上げ改定につきましては、令和7年12月支給分の期末勤勉手当で支給いたしますが、令和8年度からは6月と12月の支給月数を平準化する改定でございます。

28ページの第2条は、小豆島町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

の一部を改正するものでございます。

第1の表、第7条の改正は、同条に定める給料表について、1万3千円から2万5千円の幅で引き上げる改定でございます。

29ページの第8条の改正は、小豆島町職員の給与に関する条例の読替規定を改正し、令和7年12月支給分の期末勤勉手当を0.025か月分ずつ引き上げる改定でございます。

第2の表、第8条の改正は、第1の表で引き上げた令和7年12月支給分の期末勤勉手当の支給月数を令和8年度からは6月支給分と12月支給分に平準化する改定でございます。

30ページの第3条は、小豆島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

第4条の改正は、同条に定める給料表について、職員に準じて給料表を引き上げる改定でございます。

次に、36ページをお願いいたします。

附則についてご説明いたします。

改正条例附則第1項及び第2項は施行期日等を定めております。

改正条例は公布の日から施行することとしており、第1条中第2の表、第2条中第2の表及び第3条の改定につきましては、令和8年4月1日から適用し、第1条中第1の表及び第2条中第1の表の改定につきましては、令和7年4月1日から適用することとしております。

附則第3項は、給料表の改定が令和7年4月1日に遡って適用されることから、4月から支給した給与は、改正後の給与条例または任期付職員条例の規定に基づき支払われる給与の内払いであることを規定しております。

附則第4項は、前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとしております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第3号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号小豆島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次、日程第6、議案第4号小豆島町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長（古郷 勉君） 上程議案集の37ページをお願いいたします。

議案第4号小豆島町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましても、一般の職員の期末勤勉手当については、人事院勧告により0.05か月分引上げ勧告されており、また国の特別職にあっても、一般の国家公務員の給与改定に準じて期末手当において0.05か月分引上げ改定されていることから、特別職の職員の期末勤勉手当の支給月数について、他の地方公共団体との均衡等を考慮し、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表によりご説明いたします。

第1の表、第4条の改正は、期末手当の支給月数を0.05か月分引き上げ、1.6か月分とする改定でございます。

38ページの第2の表、第4条の改正は、第1の表で説明いたしました期末手当における引上げ改定につきましては令和7年12月支給分の期末手当で支給いたしますが、令和8年度からは6月支給分と12月支給分に平準化する改定でございます。

次に、附則について説明いたします。

改正条例附則第1項及び第2項において、施行期日等を定めております。

改正条例は、公布の日から施行することとしており、第2の表の改定につきましては令和8年4月1日から適用し、第1の表の改定につきましては令和7年12月1日から適用することとしております。

附則第3項は、期末手当の改定が令和7年12月1日に遡って適用されることから、12月に支給した期末手当は、改正後の条例の規定に基づき支払われる給与の内払いであることを規定しています。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 他の地方公共団体との均衡とか言われたんですけども、こ

の特別職の期末勤勉手当の引上げをされてない自治体っていうのは実際あるのかどうか把握されてますか。土庄町はどうか分かれば教えてください。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（古郷 勉君） 他の市町の状況につきましては、申し訳ございません、詳細な情報をつかんでおりません。

ただ、本町におきましては、これまでも人事院勧告に基づき一般の職員の給与を改定する際には、同様に、この特別職の給与に関しても同じような取扱いで提案させていただきましてご審議いただいているところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず原案に反対の方から討論を許します。13番鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 私は、議案第4号小豆島町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については反対をいたします。

物価高騰で住民の生活が本当に大変な中、やはり特別職の職員の方の給料というのは一定の金額があると思いますので、それは住民の理解を得られないのではないかと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。1番大下議員。

○1番（大下 淳君） 私は、議案第4号に賛成の立場で討論をします。

本条例につきましては、人事院勧告に準じ、国の特別職の期末手当において0.05か月分引上げ改定されますことから、町の特別職の期末手当の支給率について、他の地方公共団体との均衡等を考慮し、所要の改正を行うものであり、賛成します。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷 康男君） 起立多数です。よって、議案第4号小豆島町特別職の職員で常勤

のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次、日程第7、議案第5号小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長（古郷 勉君） 上程議案集の40ページをお願いいたします。

議案第5号小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、一般の職員の期末勤勉手当については、人事院勧告により0.05か月分の引上げが勧告されており、また国の特別職にあっても同様に期末手当において0.05か月分改定されることから、議会議員の期末手当の支給率について、他の地方公共団体との均衡等を考慮し、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表によりご説明いたします。

第1の表、第5条の改正は、期末手当の支給割合を0.05か月分引き上げ、1.6か月分とする改定でございます。

41ページの第2の表、第5条の改正は、第1の表で説明いたしました期末手当における引上げ改定につきましては、令和7年12月支給分の期末手当で支給いたしますが、令和8年度からは6月支給分と12月支給分に平準化する改定でございます。

次に、附則についてご説明いたします。

改正条例附則第1項及び第2項において、施行期日等を定めております。

改正条例は公布の日から施行することとしており、第2の表の改定につきましては令和8年4月1日から適用し、第1の表の改定につきましては令和7年12月1日から適用することとしております。

42ページの附則第3項は、期末手当の改定が令和7年12月1日に遡って適用されることから、12月に支給した期末手当は、改正後の条例の規定に基づき支払われる給与の内払いであることを規定しております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論がありますので、まず原案に反対の方から発言を許します。13番鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 私は、議案第5号小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について反対をいたします。

物価高騰で町民の暮らしが本当に大変な中、議員の報酬引き上げというのは住民の理解を得られないと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。1番大下議員。

○1番（大下 淳君） 私は、議案第5号に賛成の立場で討論します。

本条例につきましても、人事院勧告に準じるものであり、国会議員の期末手当において0.05か月分引上げ改定されますことから、町議会議員の期末手当の支給について、他の地方公共団体との均衡等を考慮し、所要の改正を行うものであり、賛成します。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷 康男君） 起立多数です。よって、議案第5号小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第6号 二面分団普通積載車購入事業に係る物品購入契約の変更について

○議長（谷 康男君） 次に、日程第8、議案第6号二面分団普通積載車購入事業に係る物品購入契約の変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第6号二面分団普通積載車購入事業に係る物品購入契約の変更について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、令和7年第1回定例会でご議決を賜りました二面分団普通積載車購入事業に係る物品購入契約について、仕様の変更により契約金額を変更する必要があることから、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（古郷 勉君） 議案第6号二面分団普通積載車購入事業に係る物品購入契約の変更についてご説明申し上げます。

上程議案集の43ページをお願いいたします。

本事業は、登録後27年が経過し老朽化が著しい二面分団の普通積載車の更新を目的に、新たに消防資機材取付け装置を装備した車両購入するもので、本案は、令和7年第1回定例会においてご議決いただきました物品購入契約について、二面分団との協議により仕様の変更となり、契約金額を変更する必要が生じたことから、小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条及び地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更いたします内容につきましては、項目の3、契約の金額で、当初の契約金額から、146万6,980円増額の949万円とするものでございます。

変更理由につきましては、45ページの概要書をご覧ください。

二面分団普通積載車概要書の項目9にありますように、二面分団との仕様の協議の結果、艀装部分において追加の作業が発生したことにより、契約金額を変更するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 仕様の協議の結果とあるんですけど、発注の前に協議はされていないのでしょうか。具体的にはどういう中身なのかをお願いします。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（古郷 勉君） 今回の発注につきましては、当初の仕様は一般的な消防車両の仕様を使用しました。契約後に、使用します二面分団と仕様について協議をしたということです。

変更した内容ですけれども、何点かあるんですが、例えば、荷台への乗降を容易にするためのステップの取付け。それから、荷台とアオリの強度を上げるための荷台への鉄板の貼付け。それから、今使っている車両と同様の収納ボックス、ホースを収納するボックスですけれども、そういったものを追加したことによります。いずれの仕様の変更も、消防活動中の団員の安全性の確保や消防活動の操作性の向上を目的とした仕様変更でございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 説明は分かったんですけども、発注のときにそういう具体的な相談ってというのはないのが、これまでのこういう発注のときの一般的なやり方という

ことよろしいでしょうか。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（古郷 勉君） 少し、消防車両を購入するのが久しぶりだったこともありまして、一般的な車両の仕様を使ったというところがございます。ですので変更が生じたということがございます。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） ないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第6号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号二面分団普通積載車購入事業に係る物品購入契約の変更については原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして令和8年度第1回小豆島町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後2時40分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員